

○北九州市教育支援委員会規則

昭和49年10月11日

教委規則第17号

改正 昭和58年8月15日教委規則第13号

平成15年3月31日教委規則第12号

平成17年3月31日教委規則第2号

平成19年3月30日教委規則第5号

平成26年7月1日教委規則第7号

(題名改称)

平成29年6月12日教委規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定に基づき、北九州市教育支援委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務、組織及び委員並びにその運営について必要な事項を定めるものとする。

(平26教委規則7・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害のある幼児、児童及び生徒の障害の種類及び程度の判定に関すること。
- (2) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学先の決定に関すること。
- (3) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学先決定後の一貫した支援に関すること。

(平26教委規則7・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学校関係職員
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設(同法第12条の児童相談所を含む。)の職員
- (4) 学識経験者

(平15教委規則12・平26教委規則7・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平15教委規則12・一部改正)

(判定専門部会)

第6条 委員会は、必要に応じて障害の種類別に判定専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、その部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(平15教委規則12・一部改正)

(会議の招集)

第7条 委員会は、会長が招集する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求めてその説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会指導部特別支援教育相談センターにおいて処理する。

(昭58教委規則13・平15教委規則12・平17教委規則2・平19教委規則5・平29教委規則22・一部改正)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年8月15日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年3月31日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年3月31日教委規則第2号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日教委規則第5号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成26年7月1日教委規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

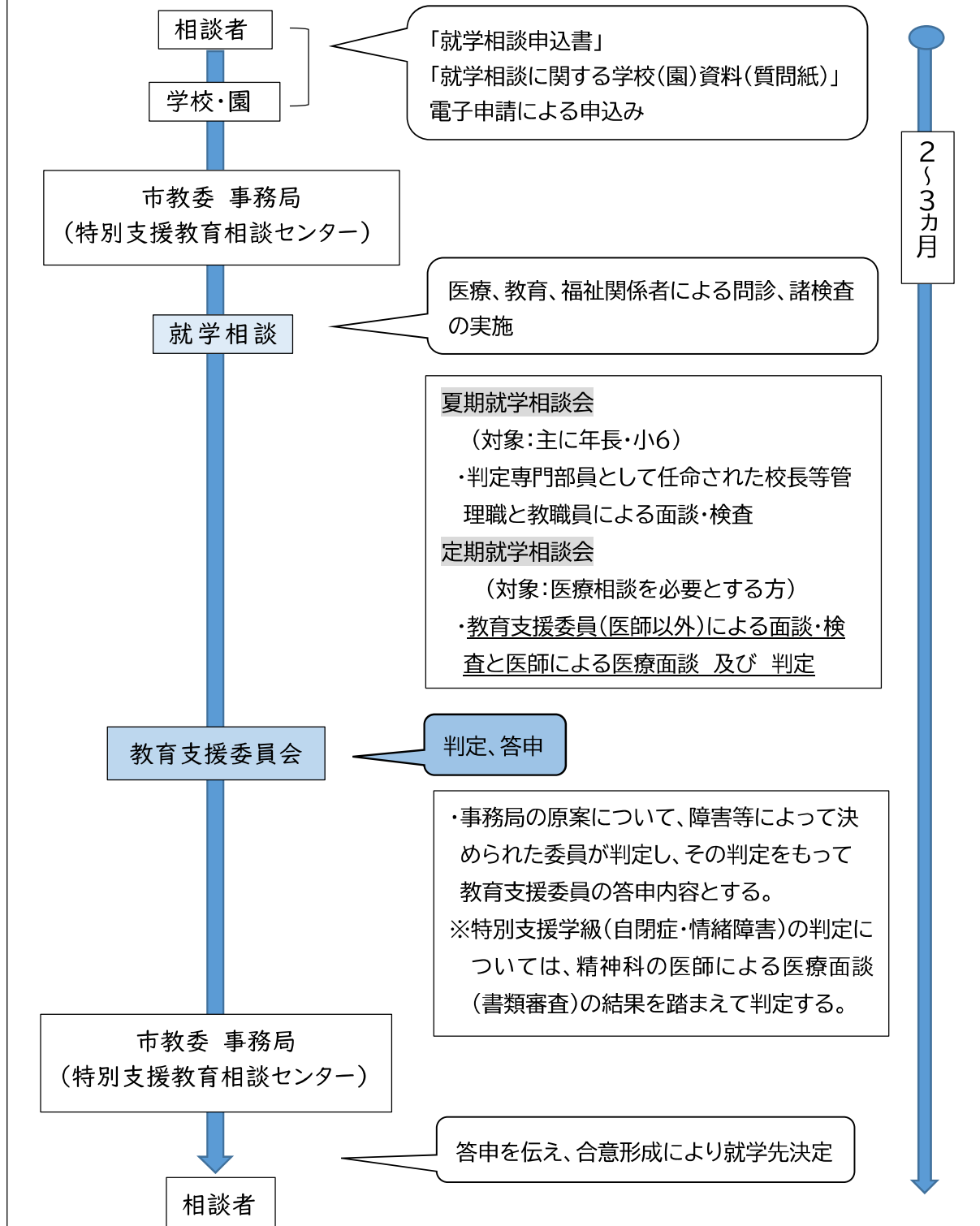
- 2 改正前の北九州市心身障害児就学指導委員会規則の規定により委嘱され、又は任命された北九州市心身障害児就学指導委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の北九州市教育支援委員会規則の規定により北九州市教育支援委員会(以下「新委員会」という。)の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、新委員会の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなされる当該委員の任期は、旧委員会の委員としての任期の施行日における残任期間と同一の期間とする。

付 則(平成29年6月12日教委規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市の就学相談の流れ

就学相談では、相談を希望する幼児児童生徒について、教育的、医学的検査等を行い、一人一人の状態を総合的に把握することにより、個別に適切な就学相談を行いよりよい教育の場を決定する。



定期就学相談会 判定会議

